

第42回がん検診のあり方に関する検討会	資料 2 - 1
令和6年7月4日（木）	

## 職域におけるがん検診の現状と課題について

厚生労働省

健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）概要

## 第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

### 「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

#### 1. がん予防

(1) がんの1次予防

- ①生活習慣について
- ②感染症対策について

(2) がんの2次予防（がん検診）

- ①受診率向上対策について
- ②がん検診の精度管理等について
- ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

### 「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

#### 2. がん医療

(1) がん医療提供体制等

- ①医療提供体制の均てん化・集約化について
- ②がんゲノム医療について
- ③手術療法・放射線療法・薬物療法について
- ④チーム医療の推進について
- ⑤がんのリハビリテーションについて
- ⑥支持療法の推進について
- ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
- ⑧妊孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

### 「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

#### 3. がんとの共生

(1) 相談支援及び情報提供

- ①相談支援について
- ②情報提供について
- (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
  - ①就労支援について
  - ②アピアランスケアについて
  - ③がん診断後の自殺対策について
  - ④その他の社会的な問題について
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援
  - ①小児・AYA世代について
  - ②高齢者について

#### 4. これらを支える基盤

- (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- (2) 人材育成の強化
- (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- (4) がん登録の利活用の推進
- (5) 患者・市民参画の推進
- (6) デジタル化の推進

## 第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
3. 都道府県による計画の策定
4. 国民の努力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

# 受診率向上対策について

- 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」でも示されているとおり、がん検診を受けた者の約30～60%が職域におけるがん検診を受けているとされており、職域におけるがん検診は、国民に受診機会を提供するという意味でも、非常に重要な役割を担っている。

## I. はじめに

国は、第3期のがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）においては、「がん予防」を、「がん医療の充実」や「がんとの共生」と並んで、計画の3本柱の1つとして位置付けている。がん検診については、がんの早期発見・早期治療につなげるため、また、がんの死亡率を更に減少させていくためには、がん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実が必要不可欠として、「がん検診の受診率の目標値を50%とすること」及び「精密検査受診率の目標値を90%とすること」を個別目標として掲げている。

平成28年国民生活基礎調査によれば、がん検診を受けた者の約30～60%が職域におけるがん検診を受けているとされており、職域におけるがん検診は、国民に受診機会を提供するという意味でも、我が国のがん対策において、非常に重要な役割を担っている。

# 職域におけるがんの普及啓発

## がん対策推進基本計画における目標

国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを目指す。

## がん対策推進企業等連携事業（がん対策推進企業アクション）

- 事務局：業務委託（令和6年度 株式会社ウインウイン）  
(<http://www.gankenshin50.mhlw.go.jp>)
- 推進パートナー企業：5,560社・団体（令和6年3月31日現在）
- 事業内容
  - 企業、団体へのパートナー参画への呼びかけ
  - コンテンツ作成、Web運営などによる情報発信
  - 事業者向け説明会等による意識啓発
  - 職域等におけるがん検診受診促進に関する現状及び課題の把握
  - 就労支援に関する現状及び課題の把握
  - シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有 等



### 社内における普及啓発活動

- 従業員への呼びかけ、がん検診やがん対策に対する意識を**啓発する活動**
- ポスターの掲示、小冊子、ニュースレター、事例集の**配付**

### 社内における活動・情報発信

- 社内における**勉強会の開催**
- 社内報やホームページでがん検診やがん対策に関する**情報の提示**
- 職域における**がん検診実施状況やがん患者・経験者の就労状況の把握と報告**

### 事業的な価値・社会的な価値の創出

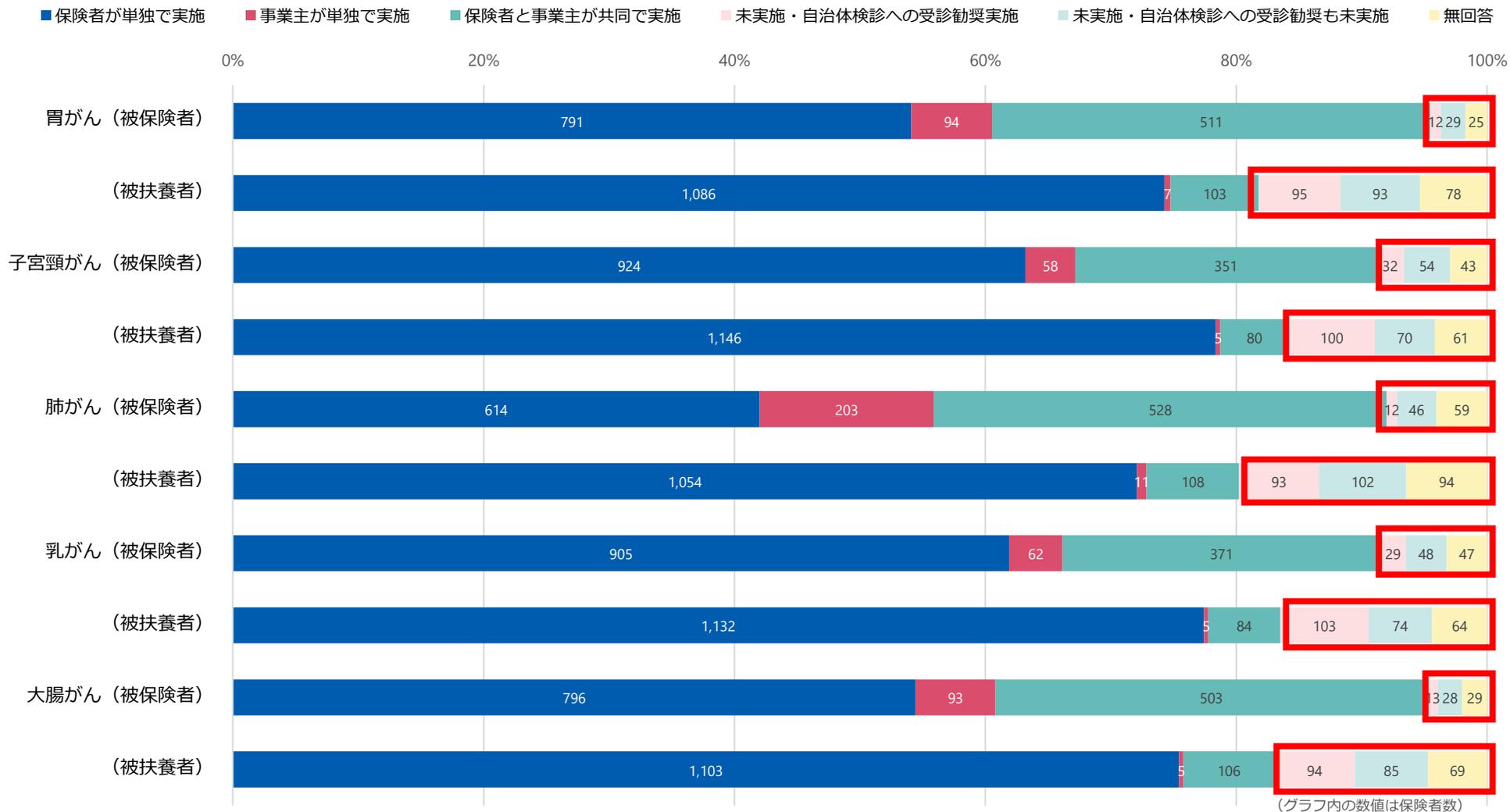
- がん検診やがん対策の大切さを**広く啓発**
- 顧客へのがん検診、がん対策についての**主体的な情報の提供**

## がん検診の実施状況（全被用者保険者）

## 全被用者保険者

(n=1,462)

- いずれのがん検診においても保険者単独あるいは事業主と共同で実施している保険者が多い
- 被扶養者に対するがん検診では、保険者単独のほか、自治体がん検診への受診勧奨を実施する保険者も一定存在する

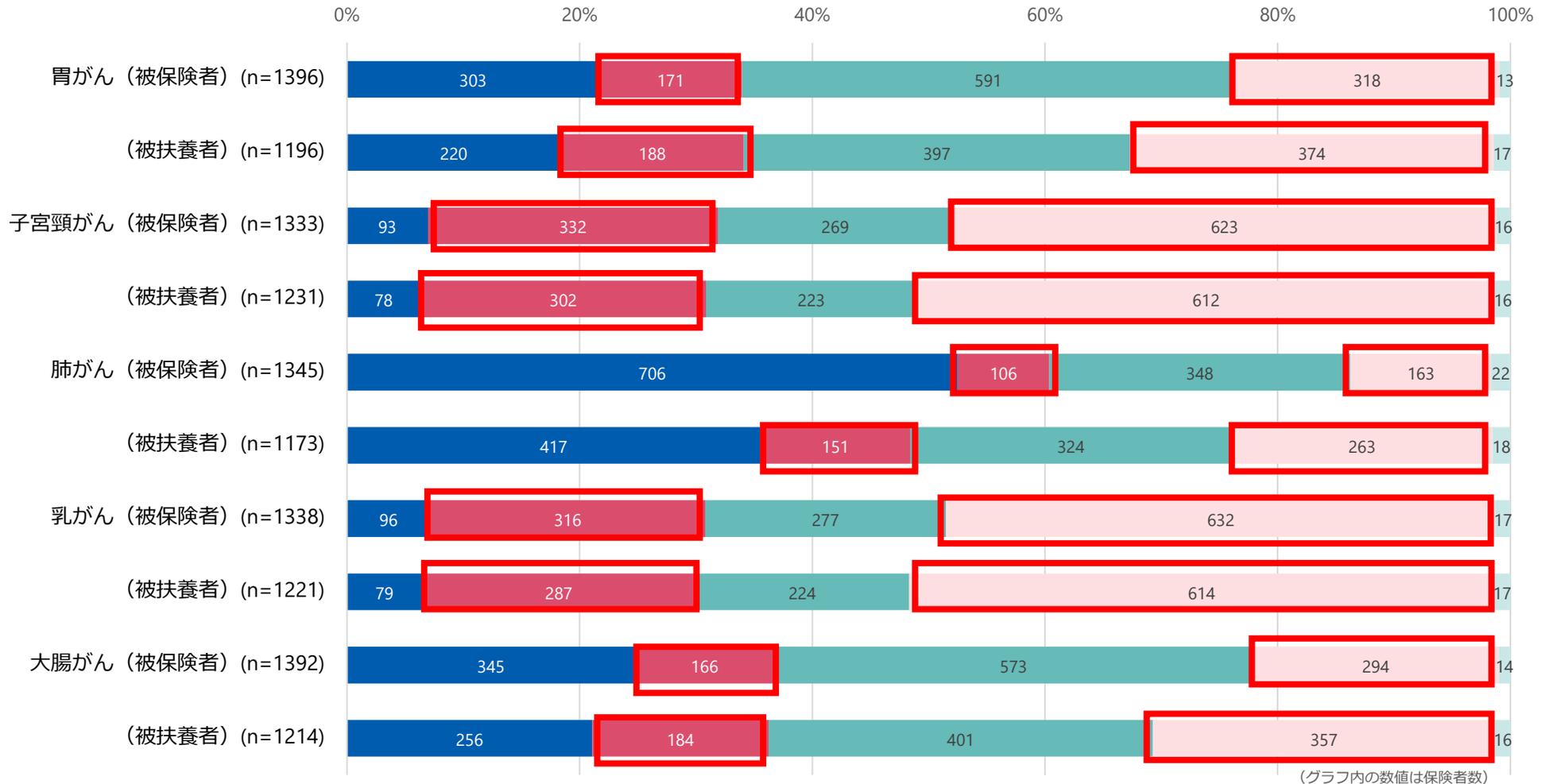


## がん検診の実施範囲（全被用者保険者）

## 全被用者保険者

- がん検診ごとに傾向に違いがあり、特に肺がん検診については基本項目として加入者全員に実施されることが多い
- 胃がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がんにおいては、希望者へのオプションあるいは一定条件下で提供されることが多い

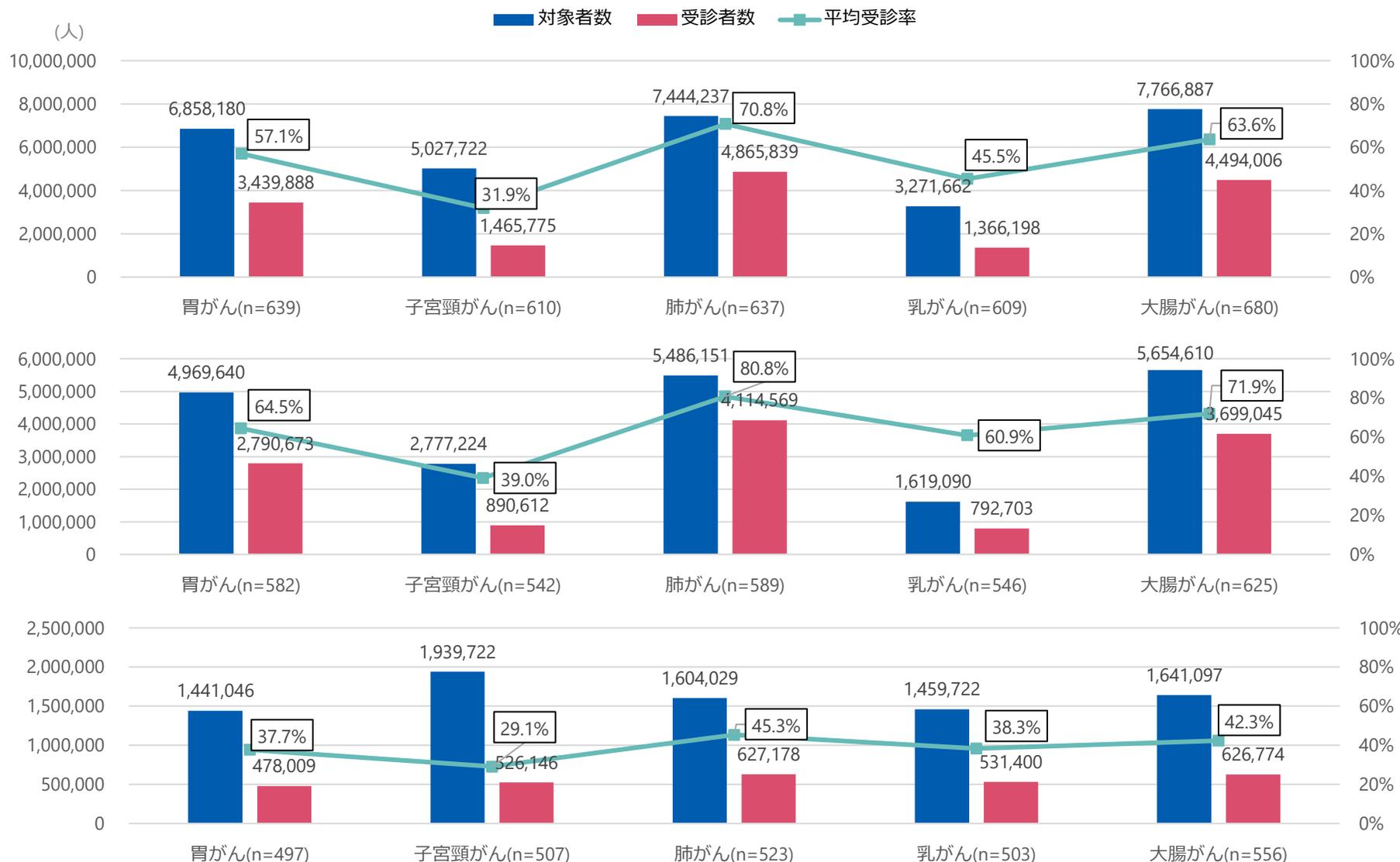
■基本項目として加入者全員に対して実施 ■オプションとして希望者に対して実施 ■年齢・性別等の一定条件下で加入者全員に実施 ■一定条件下でオプションとして希望者に実施 ■無回答



※各がん検診の実施状況において、実施していると回答した保険者のみが回答対象（実施主体は問わない）

## がん検診の対象者・受診者数

※ 健保組合・共済組合



- ・ がん種別ごと・集計属性ごとに対象者数・受診者数いずれも回答している保険者のみを集計対象とする。
- ・ がん種別ごとに定義と異なる方法で集計した(と備考欄で申告している)保険者は除外。また、がん種別ごと・集計属性ごとに対象者数がゼロの保険者は除外。

# がん検診の精度管理等について

- 職域におけるがん検診に関するマニュアルにおいて、精検受診率等の精度管理指標に基づく評価を行うことが望ましいとしている。

## IV. がん検診の精度管理

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、適切な精度管理の下で実施することが重要である。このため、検診実施機関、保険者及び事業者は、職域におけるがん検診の実態の把握に努めることが望ましい。

保険者及び事業者が、がん検診の精度管理を行う際には、別添の「精度管理のためのチェックリスト」等により、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率等の「がん検診の精度管理指標」（表2）<sup>7</sup>に基づく評価を行うことが望ましい。

検診実施機関においては、既に「事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」<sup>8</sup>を用いて市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施するがん検診の精度管理を行うこととされているため、職域におけるがん検診においてもこれに準拠し、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率等の精度管理指標の評価を行うことが望ましい。

なお、要精検率、がん発見率、陽性反応的中度は、受診者の年齢分布に大きく依存するため、市町村が実施するがん検診に比べて比較的若年層の受診者が多い職域におけるがん検診では、これらの値が「がん検診の精度管理指標」（表2）と乖離する可能性がある。こうしたことから、厚生労働省としては、今後、がん検診のあり方に関する検討会等の議論も踏まえ、職域におけるがん検診の実態に即した、精度管理指標を示す予定である。

## がん検診の要精密検査の対象者把握と受診勧奨の状況（全被用者保険者）

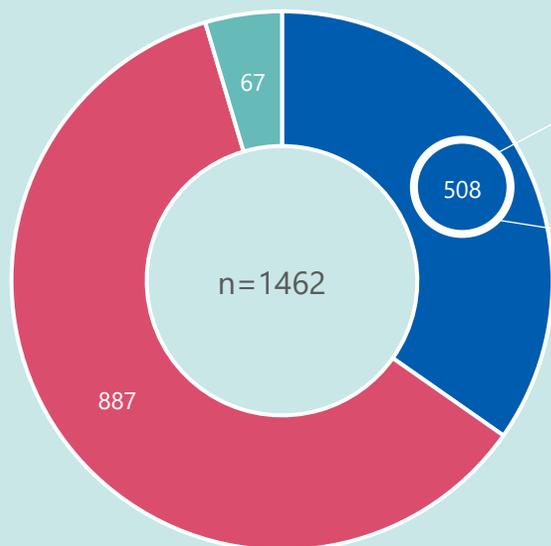
## 全被用者保険者

- 要精密検査対象者を把握している保険者はおよそ3割程度であり、そのうち7割以上が対象者に受診勧奨を実施
- 受診勧奨を行う保険者のうち8割以上はその後の受診状況を確認し、本人からの情報提供やレセプトによる確認が多い

## 要精密検査対象者の把握

※いずれかのがん検診の種類でひとつでも実施している保険者のみが回答対象（実施主体は問わない）

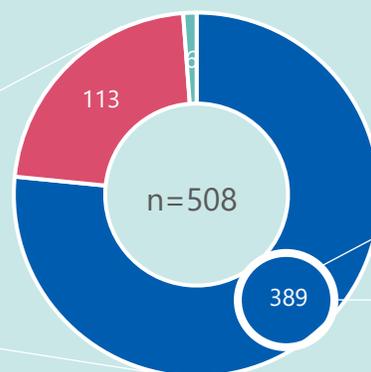
■ 把握している ■ 把握していない ■ 無回答



## 要精密検査対象者への受診勧奨

※要精密検査対象者を把握していると回答した保険者が回答対象

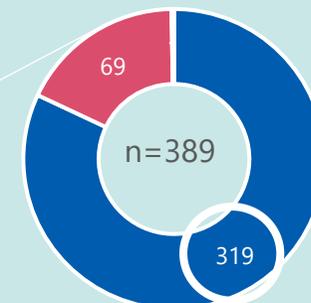
■ 実施している ■ 実施していない ■ 無回答



## 受診勧奨後の受診状況の確認

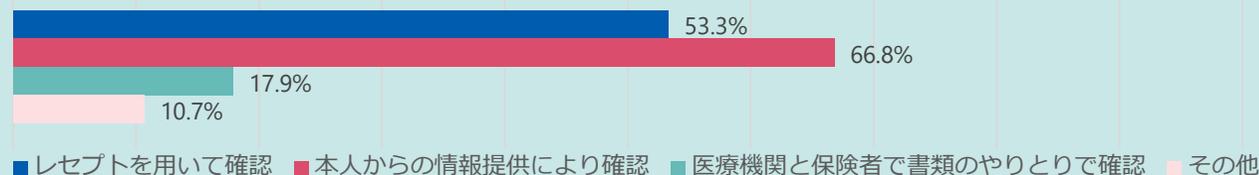
※要精密検査対象者への受診勧奨を実施していると回答した保険者が回答対象

■ 確認している ■ 確認していない ■ 無回答



## 受診状況の確認方法

※受診勧奨後の受診状況を確認していると回答した者のみが回答対象  
n=319（複数回答可）

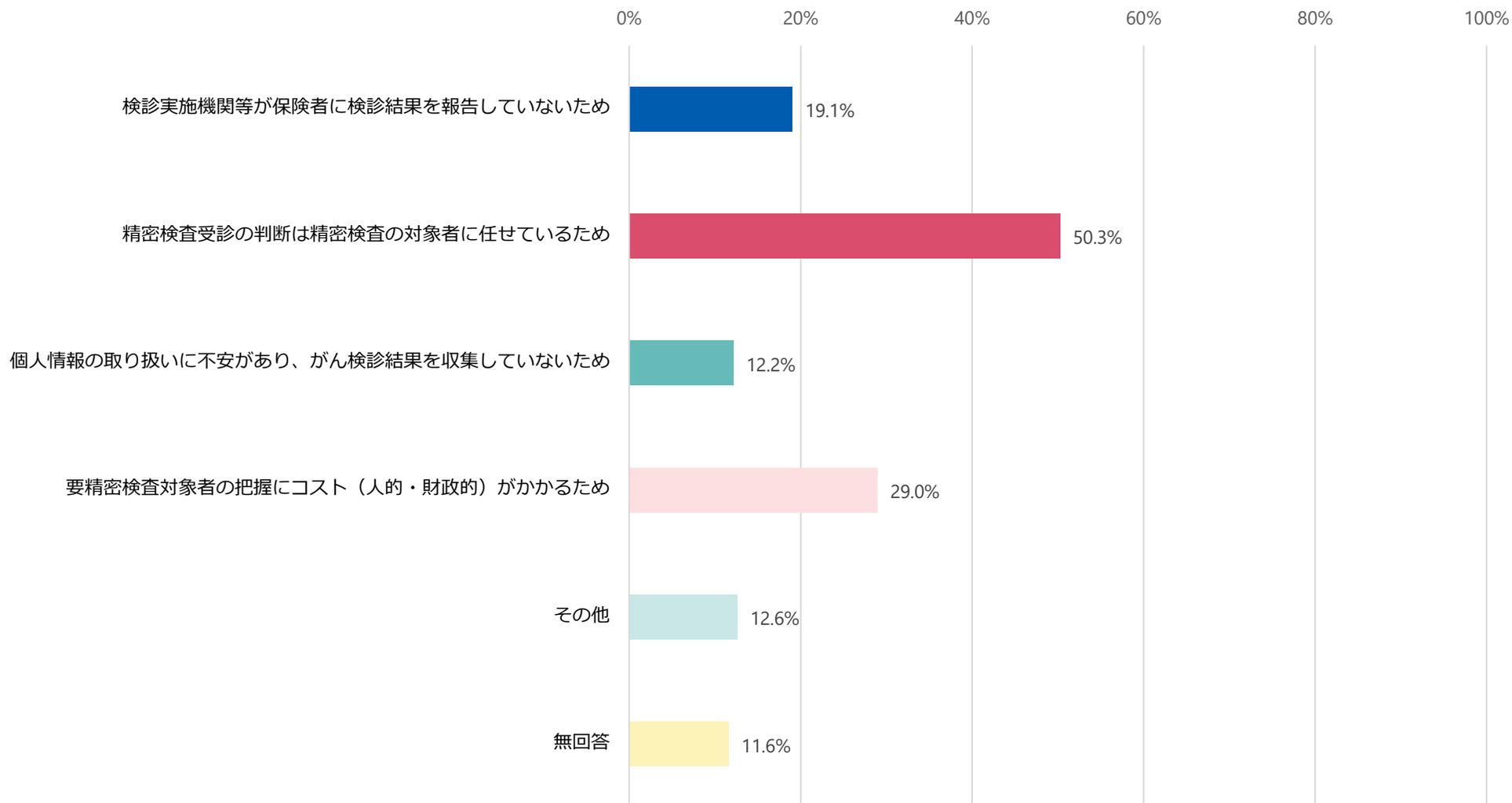


(グラフ内の数値は保険者数)

## 要精密検査となった者を把握していない理由（全被用者保険者）

## 全被用者保険者

(n=887)



※複数回答可

# 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

- ▶ 職域におけるがん検診に関するマニュアルは、がん対策は科学的知見に基づくものとするがん対策基本法及びがん対策推進基本計画の基本理念に基づきがん検診の項目等を設定し、職域におけるがん検診において参考となることを目指すものである。

## VII. おわりに

市町村が実施するがん検診が健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づいて実施されているのに対し、職域におけるがん検診は、法的な位置づけがなく、保険者や事業者が任意で実施しているものであり、検査項目や対象年齢等実施方法は様々である。

がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）及び、基本計画では、がん対策は科学的知見に基づくものとされている。本マニュアルは、その基本理念に基づき、がん検診の項目等を設定し、職域におけるがん検診において参考となることを目指すものである。なお、現在職域で特定の目的をもって行われている既存の任意型検診を妨げるものではない。

# ヒアリング結果

## ② がん検診の科学的根拠や精度管理の好事例の横展開について

### 保険者側の課題意識

- 保険者に対する「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及・啓発
  - 以下のような観点から、マニュアルが十分に活用されていないという意見があった。
    - ✓ 科学的根拠に基づくがん検診について理解できないまま検診内容を決定している保険者も見られる。
    - ✓ 内容について理解はしていても、マニュアル通りに実施できていない保険者も見られる。
    - ✓ 特に、精度管理について実施が不十分と認識している。

### 対応案

- 保険者と連携した企業向け研修の実施を検討してはどうか。
- 自治体での好事例の横展開のため、例えば、保険者が主催する勉強会に自治体職員を講師として招聘できるよう調整してはどうか。

# 職域におけるがん検診における現状と課題

## ① 受診率について

- 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（以下「マニュアル」という。）においても示されているとおり、職域におけるがん検診は、国民に受診機会を提供するという意味でも、非常に重要な役割を担っている。
- しかし、2023年度保険者データヘルス全数調査（以下「データヘルス全数調査」という。）によると、検診機会が提供されていない場合も一定数みられるとともに、希望者へのオプション項目として実施されている場合もみられる。
- また、がん種によって、受診率にばらつきが生じている。

## ② がん検診の精度管理等について

- マニュアルにおいて、精検受診率等の精度管理指標の評価を行うことが望ましいとしている。
- データヘルス全数調査によると、要精密検査対象者を把握している保険者はおよそ3割程度にとどまっている。
- データヘルス全数調査によると、要精密検査となった者を把握していない理由として、「精密検査受診の判断は精密検査の対象者に任せているため」「要精密検査対象者の把握にコスト（人的・財政的）がかかるため」「検診実施機関等が保険者に検診結果を報告していないため」という回答が多くあがっている。

## ③ 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

- マニュアルは、「がん対策は科学的知見に基づくもの」とするがん対策基本法及びがん対策推進基本計画の基本理念に基づき、がん検診の項目等を設定し、職域におけるがん検診において参考となることを目指すものである。
- マニュアルの内容の理解がされていないまま検診内容を決定している保険者、理解していてもマニュアル通りに実施できていない保険者等がみられる。

職域におけるがん検診について、受診率や精度管理の向上等のために、先進的な企業の取組等も参考にしながら、今後どのような取組を展開していくことが考えられるか。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

(予防・重症化予防・健康づくりの推進)

健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、減塩等の推進における民間企業との連携、望まない受動喫煙対策を推進するとともに、がん検診の受診率の向上にも資するよう、第3期データヘルス計画に基づき保険者と事業主の連携（コラボヘルス）の深化を図り、また、予防・重症化予防・健康づくりに関する大規模実証研究事業の活用などにより保健事業やヘルスケアサービスの創出を推進し、得られたエビデンスの社会実装に向けたAMEDの機能強化を行う。元気な高齢者の増加と要介護認定率の低下に向け、総合事業の充実により、地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた効果的な介護予防に向けた取組を推進するとともに、エビデンスに基づく科学的介護を推進し、医療と介護の間で適切なケアサイクルの確立を図る。また、ウェアラブルデバイスに記録されるライフログデータ（睡眠・歩数等）を含むPHRについて、医療や介護との連携も視野に活用を図るとともに、民間団体による健康づくりサービスの「質の見える化」を推進する。

明るい社会保障改革推進議員連盟 提言（令和6年6月3日）

3. 保険者機能の抜本的強化

(3) 科学的根拠に基づくがん予防等の更なる推進

日本人の2人に1人ががんになる現状に鑑み、働き盛り世代について、社員のがん検診の受診勧奨や、仕事と治療の両立支援等の取り組みを推進するため、企業におけるがん検診の実施状況を把握・分析し、「がん対策推進企業アクション」の参加企業を今年度中に2割増やすなど、職域での検診実施を更に推し進めていく。食や運動などの生活習慣の改善についての国立がん研究センター等での研究成果等を広く国民に周知する方策を検討し、科学的根拠に基づくがん予防について、国民にとってわかりやすい普及啓発を進める。